ハ　通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に添付された書類に当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額として記載された金額と異なる場合には、欠損金額及び損金算入限度額で期限内申告において他の通算法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その通算法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。

ニ　通算制度の開始又は通算制度への加入前の欠損金額及び左記㈢(2)ロ及びハにより損益通算の対象外とされた欠損金額を特定欠損金額とする。

(3)　通算事業年度のいずれかについて修正申告又は更正がされる場合において、通算事業年度の全てについて、期限内申告における所得の金額が零又は欠損金額がある等の要件に該当するときは、右記(1)ロ並びに(2)ロ及びハを適用しない。（法人税法第六四条の五及び第六四条の七関係）

(4)　税務署長は、通算法人の所得の金額等の計算につき右記(1)ロ並びに(2)ロ及びハ等を適用したならば離脱法人に欠損金があることとなる等の事実が生じ、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、右記(1)ロ並びに(2)ロ及びハを適用しないことができる。（法人税法第六四条の五及び第六四条の七関係）

㈡　損益通算及び欠損金の通算のための承認

(1)　通算制度の承認については、適用法人につき次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする。（法人税法第六四条の九関係）

イ　青色申告の承認の取消しの通知を受けた法人でその通知を受けた日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

ロ　青色申告の取りやめの届出書の提出をした法人でその提出日から同日以後一年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

(2)　通算制度の適用方法並びに承認の失効及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。（法人税法第六四条の九及び第六四条の一〇関係）

イ　親法人の設立事業年度の翌事業年度から通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が三月以上の場合には適用できないこととする。

ロ　承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。

ハ　青色申告の承認の取消しの通知を受けた場合には、その通知を受けた日から通算承認は効力を失うものとし、通算制度固有の取消事由を設けないこととする。

㈢　資産の時価評価等

(1)　通算制度の開始又は通算制度への加入に伴う資産の時価評価について、対象外となる法人（以下「時価評価除外法人」という。）を次の法人とする。（法人税法第六四条の一一及び第六四条の一二関係）

イ　通算制度の開始に伴う資産の時価評価の対象外となる法人

(イ)　いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれている親法人

(ロ)　親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれている子法人

ロ　通算制度への加入に伴う資産の時価評価の対象外となる法人

(イ)　通算法人が通算親法人による完全支配関係がある法人を設立した場合におけるその法人

(ロ)　適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人

(ハ)　加入直前に支配関係がある法人で、次の要件の全てに該当する法人

①　通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていること

②　加入直前の従業者の総数のおおむね八〇パーセント以上に相当する数の者がその法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること

③　加入前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること

(ニ)　通算親法人又は他の通算法人と共同で事業を行う場合に該当する法人

(2)　時価評価除外法人の通算制度の開始又は通算制度への加入前の資産の含み損等について、次の措置を講ずる。ただし、親法人との間（親法人にあっては、いずれかの子法人との間）に支配関係が五年超ある法人及び他の通算法人と共同で事業を行う場合に該当する法人については、対象外とする。（法人税法第六四条の六及び第六四条の一四関係）

イ　支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、通算承認の効力発生日等からその効力発生日以後三年を経過する日と支配関係発生日以後五年を経過する日とのいずれか早い日までの間に生ずる特定資産譲渡等損失額を損金不算入とする。

ロ　多額の償却費の額が生ずる事業年度に該当する場合には、通算承認の効力発生日からその効力発生日以後三年を経過する日と支配関係発生日以後五年を経過する日とのいずれか早い日までの間に生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額について、損益通算の対象外とする。

(3)　通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価

通算法人で通算制度の取りやめ等により通算承認の効力を失うものが次に掲げる要件に該当する場合には、それぞれ次の資産については、その効力を失う直前の事業年度（以下「通算終了直前事業年度」という。）において、時価評価により評価損益の計上を行う。（法人税法第六四条の一三関係）

イ　通算終了直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないこと（その終了の時に有する資産の価額がその終了の時に有する資産の帳簿価額を超える一定の場合を除く。）　固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適しない一定のものを除く。）

ロ　その通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において通算終了直前事業年度終了の時後にその株式又は出資の譲渡等による損失が生ずることが見込まれていること（右記イに該当する場合を除く。）　帳簿価額が一〇億円を超える右記イの資産のうち譲渡等による損失が生ずることが見込まれているもの

㈣　事業年度

通算子法人の事業年度については、次の見直しを行うほか、通算親法人の事業年度開始の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度はその開始の日に開始するものとし、通算親法人の事業年度終了の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度はその終了の日に終了するものとする等、連結納税制度と同様に、通算親法人の事業年度に合わせた事業年度とする。（法人税法第一四条関係）

(1)　事業年度の中途で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関